

	質問	回答
1	審査員のメンバー構成をご教示ください。 （有識者●名、市内部職員●名、市民●名など）	審査員は、有識者3名、市内部職員4名で構成されます。なお、市民委員の選出はございません。
2	各駐輪場の項目別（管理人件費・現場経費・保守点検費・維持修繕費等）の支出額につきまして、過去3年間分ご教示ください。また、現場経費及び保守点検費につきましては、できる限り詳細（例えば、現場経費については、光熱水費、通信費、製本印刷費などの別）をお願いいたします。	管理運営上の具体的な金額について、公表・開示はいたしかねます。
3	令和7年度の施設別、車種別、階層別、利用区分別（定期・一時別）の収容台数及び利用状況（利用台数及び利用率等）をご教示ください。	資料1をご確認ください。なお、利用率については、本年5月に実施した実態調査に基づき、参考値として記載しています。
4	資料1に記載の自転車駐車場管理システムのリースにつきまして、機器の詳細をご教示ください。（出入ゲート各1基、定期更新機1台、電磁ロック精算機1台、電磁ロック付ラック100台など） また、リース品以外の駐輪機器（ベルトコンベアー等）の設置状況（台数、メーカー等）をご教示ください。	資料2をご確認ください。
5	各施設の照明についてLED設置状況をご教示ください。（施設別LEDの割合）	資料2をご確認ください。
6	防犯カメラにつきまして、各施設のカメラの台数をご教示ください。また、映像データを通信している施設があれば、その送信先施設をご教示ください。	資料2をご確認ください。 また、映像データを通信している施設はありません。
7	各施設の設備等の保守点検（法定点検含む）につきまして、項目・数量・回数をご教示ください。	公募時の「資料3管理の仕様」P6-7に記載の項目について、保守点検を年2回行っています。各施設の状況についてメーカーと協議の上、指定管理者が契約を締結することとなります。参考として、自動精算機の作業報告書（資料3）をご確認ください。
8	現在貴市においてリース契約を結んでいる自転車駐車場管理システム賃貸借につきまして、違約金を支払えば、途中（契約期間中）解約することは可能でしょうか。ご教示ください。	契約期間が残っている機器システムの途中解約については、メーカーとの協議となります。再リース機器については残額を支払い、途中解約することが可能です。
9	応募をする際の利用料金の設定については、令和8年度予定の条例改正による利用料金改定前と後では、収支、提案事業内容が大きく異なることになり、審査評価にも大きな影響があります。 そのため、改定を見越した利用料金で事業計画等を作成して差し支えないか伺います。 また、改定を見越した利用料金で、駐輪場の立地、階層等の状況により、利用料金に差をつけている現行と同様の利用料金設定は可能ですか。 自転車等駐車場の利用料金は、自転車等駐車場条例第9条の2に定める範囲で設定するとありますが、結果として収支の差額が最低納付額75,000,000円に達しない場合、虚偽の記載や指定管理者の業務不履行と判断されること、あるいは指定の取消し等はありませんか。	来年度に条例改正を予定し利用料金の引き上げを行う場合であっても、収支計算は現行の利用料金を前提に作成してください。 なお、提案内容として、料金改定後を想定した収支計画・事業計画を併せて提出することは可能です。 その場合は、現行料金による収支計画とは区分して、参考資料として整理していただくようお願いします。改定時に利用料金の差をつけることは可能です。 収支差額が最低納付金額に達しない場合には、減収の事情を考慮して、継続運営を前提に基本納付金その他必要な事項について、市及び指定管理者が協議できるものとします。
10	自転車等駐車場条例第10条の規定に基づき、障がい者が乗車する車両に係る駐車料金の50%を減額します、と記載があり、資料集参考資料2に一時利用改定料金（案）は自転車150円、原動機付自転車及び普通自動二輪車（125cc以下）450円とあります。 改定料金（案）に改定された場合、現在藤沢市が設置している自動精算機で、1円、5円硬貨の対応機種のある施設はありますか。また1円、5円硬貨の対応機種に変更する予定はありますか。	1円、5円硬貨の対応機種はございません。また、対応機種への変更も行いません。 利用料金の設定により10円未満の端数が生じる場合には、条例施行規則の改正を行い端数処理を行う予定です。
11	指定期間中に予定している施設の建替え、大規模修繕、自転車等駐車場の新設はありますか。	現時点で決定している施設の建替え、大規模修繕、自転車等駐車場の新設はございません。
12	「行政上の理由による事業変更等」の基本協定書第46条第5項とは何ですか。 「不可抗力」の協議事項には、大規模な感染症の蔓延等で長期にわたり利用者が減少するなどの場合も該当すると解釈してよいですか。 「施設利用者への損害」及び「第三者への損害」の指定管理者の責めに帰すべき事由には、何がしかの方法により藤沢市が既に把握をしている施設等の劣化等に起因する事故、破損等損害は含まれないと解釈してよいでしょうか。 また、「不適切な施設管理により騒音、振動等」とは、どのようなことを想定していますか。	現行の基本協定書第46条第5項では、大規模災害発生時に指定管理施設が避難所等に指定される可能性や、その運営に協力することを記載しており、リスク分担表ではその際に生じた減収の責任区分を示しています。 「不可抗力」の協議事項には、大規模な感染症の蔓延等で長期にわたり利用者が減少するなどの場合も該当します。 「施設利用者への損害」及び「第三者への損害」の指定管理者の責めに帰すべき事由の解釈は、ご認識のとおりです。 「不適切な施設管理により騒音、振動等」は利用者の利用方法に起因しない騒音、振動を指します。具体的には、自動精算機や入庫ゲートからの異常音や振動を想定しています。
13	予約待機者の解消とはどのような状態か、基本的な考え方を教えてください。	待機者を常時0名にすることのみを指すのではなく、待機者の発生を抑制し、空きが生じた際に速やかに対応することで、利用者の予約待機期間の短縮を実現している状態も含みます。
14	「機器」とは駐車機器、自転車等自動搬送機、自転車ラックなど全般を指すことでもいいでしょうか自己調達した機器への入替で見込めるコストメリットは、利用者の利便性、藤沢市が契約し設置しているリース機器の中途解約費用（物件返還費用、リース残債などの解約に係る費用・手続きなど）及び指定管理者が自己調達した機器及び保守等ランニング費用などの運営に係る全体的なコストメリットと解釈してよろしいでしょうか。そのほかに藤沢市が考えるコストメリットをお聞かせください。 入替に伴い既存機器が中途解約となる場合、機器の返還費用、リース残債などの解約に係る費用、手続きなどは藤沢市の負担によるとの認識でよろしいでしょうか。指定管理者が自己調達した機器は、指定管理期間終了時に指定管理者が機器を撤去・処分し、その撤去費用は指定管理者が負担することになりますか。 指定管理者が自己調達した機器を「行政上の理由による事業変更等」により撤去等をする場合の費用は、藤沢市の負担によるとの認識でよろしいでしょうか。	「機器」とは駐輪機器全般を指します。ご質問のとおり運営全体に係るコストメリットと解釈して問題ありません。当市としては、機器の入替を行うことにより、運営コストが削減され収支への好影響が見込まれることを期待しています。 既存機器の中途解約に伴い発生する費用については、指定管理者の負担となります。契約期間については、「公募時参考資料3」をご確認ください。また、指定管理期間終了後の撤去費用等についても指定管理者の負担となります。 「行政上の理由による事業変更等」により撤去を行う場合は藤沢市の負担となります。
15	料金改定に伴う機器の設定費用、現行機器の専用ウェブ等設定変更費用、施設に設置済みの満空表示灯（リース物件）の表示変更などの付随費用について、リスク分担表での項目とその負担者についてお示しください。	利用料金の設定は指定管理者が行うため、これに伴う費用は、リスク分担表の「指定管理者の提案に基づく業務内容の変更に伴う経費の増加」に該当し、機器の設定費用等は指定管理者の負担となります。
16	藤沢市自転車等駐車場条例施行規則第5条（有料自転車等駐車場の一時利用手続）の改正予定はありますか。	利用状況に応じて改正を検討しております。
17	藤沢市自転車等駐車場条例施行規則第6条（定期利用承認証等の再交付）及び第13条（様式）の改正予定はありますか。	利用状況に応じて改正を検討しております。